



お知らせ

記者発表資料

平成26年10月17日

同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者会
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ
山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

11月は『建設業取引適正化推進月間』です ～みんなで守る 適正取引～

1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、国土交通省及び都道府県では、昨年度に引き続き11月を「建設業取引適正化推進月間」として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を重点的に行います。

2. 期 間

平成26年11月1日～11月30日

3. 主 催

中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

4. 協 賛

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

5. 実施内容

- (1) 立入検査等の強化（各県及び中国経済産業局との合同立入検査等の実施）
- (2) ポスターの掲示・ホームページ等を通じた広報
- (3) 建設業法に基づく適正な元請下請取引等に関するリーフレットの配布
- (4) 建設業者を対象とした講習会等の開催

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

【担 当】

建政部 計画・建設産業課長

さとう あつし
佐藤 篤

（内線6121）

建政部 計画・建設産業課長補佐

たて いわあきら
立岩 晃

（内線6142）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

さかもと しげゆき
坂本 繁幸

（内線2117）

企画部 環境調整官

たお かずなり
田尾 和也

（内線3114）

平成26年度『建設業取引適正化推進月間』の実施について

1. 趣旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成 26 年度においても、11 月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）と定め、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしました。

2. 期間

平成 26 年 11 月 1 日～30 日

3. 主催

国土交通省中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

4. 協賛

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

5. 実施内容

（1）立入検査等の強化

イ. 合同立入検査の実施

管内各県（以下「各県」という。）及び中国経済産業局と連携して、次のとおり立入検査を実施します。

- ① 大臣・知事許可業者に対して、中国地方整備局と各県による合同立入検査を実施します。
- ② 大臣許可業者に対して、中国地方整備局と中国経済産業局による合同立入検査を実施します。

ロ. フォローアップに係る立入検査の実施（中国地方整備局）

大臣許可業者に対して、かつて指導等を受けた改善状況確認を目的とするフォローアップに係る立入検査を実施します。

ハ. 社会保険等の加入状況・安全衛生経費の負担状況の確認

立入検査等の実施にあたり、社会保険等の加入状況や安全衛生経費の負担状況の確認等も併せて行います。

(2) ポスターの掲示

- ① 中国地方整備局管内の本局及び事務所・出張所にポスターの掲示を行います。
- ② 各県（出先機関を含む）及び管内の市町村にポスターの掲示を行います。

(3) ホームページ等を通じた広報

- ① 中国地方整備局及び各県のホームページを活用し、月間の実施等について広報を行います。
- ② 電光掲示板（広島合同庁舎、鳥取県庁、島根県庁及び山口県庁）及びプラズマディスプレイ（広島合同庁舎）を用いて、月間の周知又は元下取引の適正化について普及・啓発を図ります。

(4) リーフレットの配布

「建設業法に基づく適正な元請下請取引」に関するリーフレット（13,000部）を作成し、主に建設業団体等を通じて建設業者に配布することで普及・啓発の強化を図ります。

(5) 講習会等の開催

建設業者等を対象に建設業法に関する講習会等を各県で実施します。

- ① 中国地方整備局及び各県が主催する講習会を実施
- ② 各建設業者団体等が主催する講習会等において出前講座を実施

詳細については、別途中国地方整備局及び各県のホームページにて掲載します。

契約は着工前に
書面で締結しましょう

みんなで守る 適正取引



11月1日～11月30日

11月は建設業取引適正化推進月間です

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

建設業法に関する講習会のご案内

～みんなで守る 適正取引～



11月は「建設業取引適正化推進月間」として、建設業の取引適正化に関して集中的に取り組めます。

国土交通省中国地方整備局では管内各県との共催により、中国地方の各県において「建設業法に関する講習会」を開催しますので多数の皆様のご参加をお待ちしております。

会場によっては、建設業法に関する講習会と併せて他の内容も予定しております。詳しくは各会場の案内をご覧ください。

○参加費は無料です。

○参加の申し込みには、**事前に参加申込書の提出が必要**です。【別紙参照】

※なお、既に各県に申し込みされている場合は、本参加申込書の提出は不要です。

○各会場とも**定員になり次第締め切り**とさせていただきます。

■鳥取県（倉吉会場） 日時：11月7日（金） 13:30～16:00

場所：中部総合事務所 講堂 【鳥取県倉吉市東巖城町2番地】

★内容★

- (1) 「知って欲しい法定福利費の確保と元請業者の役割」 ～中小企業診断士～（60分）
- (2) 「厚生年金保険・健康保険制度について」 ～日本年金機構中国ブロック本部～（20分）
- (3) 「建設産業の現状と取組みについて」【社会保険加入の徹底等】～中国地方整備局～（20分）
- (4) 「建設業法令遵守に係る取組み等について」 ～中国地方整備局～（30分）

■島根県（松江会場） 日時：11月13日（木） 13:30～16:00

場所：島根県市町村振興センター 6階大会議室【島根県松江市殿町8-3】

■島根県（浜田会場） 日時：11月20日（木） 13:30～16:00

場所：島根県浜田合同庁舎 2階大会議室【島根県浜田市片庭町254】

★内容★（各会場共通）

- (1) 「建設業法令遵守に係る取組み等について」 ～中国地方整備局～（30分）
- (2) 「建設産業の現状と取組みについて」【社会保険加入の徹底等について】
 - ～中国地方整備局～（30分）
 - ～島根県～（20分）
 - ～島根労働局～（20分）
 - ～日本年金機構中国ブロック本部～（20分）
- (3) 「建設産業の魅力発信と入職・定着の促進に向けて」 ～島根県～（30分）

■岡山県（倉敷会場） 日時：11月28日（金） 13:30～15:30

場所：岡山県備中県民局 会議棟 1階 会議室 【倉敷市羽島1083】

★内容★（各会場共通）

- (1) 「厚生年金保険・健康保険制度について」 ～日本年金機構中国ブロック本部～（20分）
- (2) 「建設産業の現状と取組みについて」【社会保険加入の徹底等】～中国地方整備局～（30分）
- (3) 「建設業法令遵守に係る取組み等について」 ～中国地方整備局～（60分）

会場案内は、裏面にもあります！！！！

■山口県（山口会場） 日時：11月25日（火） 13:30～16:00

場所：山口県庁 厚生棟 3階 職員ホール【山口県山口市滝町1番1号】

★内容★（各会場共通）

- （1）「厚生年金保険・健康保険制度について」 ～日本年金機構中国ブロック本部～（20分）
- （2）「建設産業の現状と取組みについて」【社会保険加入の徹底等】～中国地方整備局～（30分）
- （3）「建設業法令遵守に係る取組み等について」 ～中国地方整備局～（50分）
- （4）「山口県における建設業の担い手確保育成対策について」 ～山口県～（30分）

■広島県（広島会場） 11月19日（水） 10:00～16:30

場所：広島合同庁舎 1号館 附属棟 2階 共用大会議室 【広島市中区上八丁堀6-30】

★内容★

- （1）「知って欲しい法定福利費の確保と元請業者の役割」 ～中小企業診断士～（50分）
- （2）「厚生年金保険・健康保険制度について」 ～日本年金機構中国ブロック本部～（20分）
- （3）「労働保険制度について」 ～広島労働局～（20分）
- （4）「建設産業の現状と取組みについて」【社会保険加入の徹底等】～中国地方整備局～（20分）

昼休憩（60分）※午後は13:00～

- （5）「建設業法令遵守に係る取組み等について」 ～中国地方整備局～（40分）
- （6）「建設工事における労働災害防止に関する説明会」
 - 第1部 「建設工事における労働災害防止対策について」 ～広島労働局～（50分）
 - 第2部 「国の定める足場等に関する安全対策について」 ～全国仮設安全事業協同組合～（100分）

建設業法に関する講習会 参加申込書

参加申込書 FAX送付先 082-511-6189

参加希望会場 ※希望する会場の番号 に○を付けて下さい。 (複数選択可) 『建設工事における労働災害防止 に関する説明会』への参加を希望 される場合は、1. 広島会場を選 択して下さい。	<table border="0"> <tr> <td>1. 倉吉会場</td> <td>申込期限11月 4日 (火)</td> </tr> <tr> <td>2. 松江会場</td> <td>申込期限11月 6日 (木)</td> </tr> <tr> <td>3. 浜田会場</td> <td>申込期限11月13日 (木)</td> </tr> <tr> <td>4. 倉敷会場</td> <td>申込期限11月21日 (金)</td> </tr> <tr> <td>5. 山口会場</td> <td>申込期限11月18日 (火)</td> </tr> <tr> <td>6. 広島会場</td> <td>申込期限11月12日 (水)</td> </tr> </table>	1. 倉吉会場	申込期限11月 4日 (火)	2. 松江会場	申込期限11月 6日 (木)	3. 浜田会場	申込期限11月13日 (木)	4. 倉敷会場	申込期限11月21日 (金)	5. 山口会場	申込期限11月18日 (火)	6. 広島会場	申込期限11月12日 (水)
1. 倉吉会場	申込期限11月 4日 (火)												
2. 松江会場	申込期限11月 6日 (木)												
3. 浜田会場	申込期限11月13日 (木)												
4. 倉敷会場	申込期限11月21日 (金)												
5. 山口会場	申込期限11月18日 (火)												
6. 広島会場	申込期限11月12日 (水)												
団体名													
企業名													
連絡先	(電話)												
	(FAX)												
参加者氏名 『広島会場』につきましては、多く の建設企業の皆様へ受講頂ける よう、参加人数は各企業2名様ま でお願いします。													

☆広島会場のみ、FAXを受信後、受付印を押して返信します。

☆広島会場のみ、セミナー当日は、受付印のある本用紙をご持参下さい。

<お問い合わせ先>

国土交通省中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課
(担当: 藤畑)
電話 (082)221-9231(代表)

受付印 ※記入しないで下さい

番号

※記入しないで下さい